

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組み方針

平成20年3月 大田原市

1 現状

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ

区 分	大田原市				民間			参考
	職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (A)	対応する民間 の類似団体	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
合 計	133人	50.2	298,700	315,906				
学校調理 員	40人	49.3	280,900	289,000	調理士	44.3歳	259,800円	1.11
用務員	43人	49.11	289,500	304,300	用務員	53.9歳	227,200円	1.34
運転手	20人	50.4	316,200	351,500	自家用乗用自 動車運転手	39.7歳	333,200円	1.06
その他	30人	52.8	323,953	344,686				

- 1 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものの平均である。
- 3 「民間」のデータは、賃金構造基本統計調査（厚生労働省）において公表されているデータを使用している（平成16年～平成18年の3カ年平均）。
- 4 「その他」には、自然観察館指導員、機械操作員、道路管理員、環境管理員、施設管理員等を含む。
- 5 技能労務職の職種と民間の職種等の比較に当たり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

(2) 種類ごとの年齢別の職員数

区分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上
合 計				4	6	10	3	18	23	30	39	
調理員				2		6	1	8	14	13	10	
用務員				1	5	2		5	7	9	14	
運転手				1	1	2		3		5	8	
その他							2	2	2	3	7	

(3) その他給与に関する事項

給料表

行政職給料表（二）適用、国家公務員の行政職俸給表(二)に準じたものとなっている。

諸手当（技能労務職に係る特殊勤務手当）

特殊勤務手当の名称	支給要件	支給方法	
伝染病防疫作業従事手当	伝染病患者等の収容、伝染病防疫作業等に従事したとき	日額 500 円	
火葬場勤務手当	火葬作業に従事したとき	日額 1,500 円	
	現場責任者	月額 3,000 円	
農薬等散布作業従事手当	有毒農薬散布に従事したとき	日額 300 円	
犬猫死体処理手当	犬猫の死体処理及び捕獲犬の処理に従事したとき	日額 300 円	
道路補修等業務従事手当	交通を遮断することなく行う道路維持補修に従事する職員	日額 300 円	
	現場責任者	道路班長	月額 3,000 円
		道路副班長	月額 2,000 円
変則勤務手当	変則勤務に従事したとき	月額 2,000 円	
危険を伴う業務従事手当	高所、深所及び下水道管渠内で業務に従事する職員	日額 300 円	

昇給基準

毎年 1 月 1 日に、前 1 年間における勤務成績に応じて 4 号給（57 歳を超える職員は 2 号給）を基準として昇給する。

2 基本的な考え方

本市においては、技能労務職員の給与が民間団体と比較して高い水準になっていることを踏まえ、民間労働者との均衡に配慮しながら、給与水準の適正化を図る。

技能労務職員については、原則として退職不補充としてきたところであるが、今後も引き続き退職不補充を基本に、可能な業務については民間委託や民営化を推進していく。

3 具体的な取組内容

(1) 給料表

平成 18 年度から給与構造の見直しに伴い、給与水準を平均 1.2%引き下げたところであり、今後も、国の行政職俸給表（二）に準じた改定を行っていく。

(2) 特殊勤務手当

水道検針に伴う特殊勤務手当については、平成 17 年度に廃止した。また、平成 19 年度に各種手当の見直しを行った結果、平成 20 年度から変則勤務に伴う特殊勤務手当と農薬散布業務に伴う特殊勤務手当を廃止することとなった。

(3) 昇給等

現在試行中の人事評価制度については平成 21 年度から導入を予定しているが、勤務成績評定が給与等の処遇に適切に反映するよう、昇給制度の確立と適切な運用に努める。

昇給抑制年齢については、今後、昇給制度の確立と併せて調整を図るものとする。また、明確な昇格基準等を構築するとともに適切な運用に努める。

4 その他

ゴミの収集業務運搬業務については、市内の一部地区において市の直営で実施しているが、今後職員の退職にあわせて業務の民間委託を実施する。

また、学校調理業務についても、平成 21 年度から新たに 2 校を対象として民間委託（公設民営方式）を実施する。

特に技能労務職員を多数抱える施設においては、業務内容の見直しを行うとともに指定管理者制度の積極的な導入を図る。